

# 指定通所介護サービス運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人長命荘が運営する、特別養護老人ホームフォレストホーム（以下「デイセンター」という。）において行う指定通所介護（第1号通所事業を含む。以下同じ。）サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、デイセンターの職員が、要介護状態または要支援状態の高齢者に対し、適正な通所介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 デイセンターの職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴サービスなど各種サービスの提供により、社会的孤独感の解消や心身機能の維持向上等とあわせて、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図り在宅生活を継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームフォレストホーム
- (2) 所在地 奈良県生駒市北田原町2429番地の4  
特別養護老人ホームフォレストホーム同一敷地内

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 デイセンターに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、デイセンターに勤務する職員の管理及びデイセンターの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。但し、デイセンターの管理上支障がない場合は、デイセンターの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することがある。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤、兼務）

デイセンターの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握とサービス計画、サービス報告書等の作成及び家族との連絡調整をする。但し、デイセンターの業務に支障のない場合は当該事業所の他の業務に従事することがある。

- (3) 介護職員 1名以上（常勤、専従）  
3名以上（常勤換算）

通所介護サービス計画に基づいてサービスの提供をする。但し、デイセンターの業務に支障がない場合は当該事業所の他の業務に従事することがある。

- (4) 看護職員 1名以上（常勤又は非常勤 兼務）  
デイセンターの利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤又は非常勤 兼務）  
（看護職員が兼務することがある。）  
デイセンター利用者の日常生活上の機能訓練を行う。
- (6) 事務職員 1名（常勤、兼務）  
他の事業の職務と兼務。必要な事務を行う。
- (7) 調理職員 1名以上（常勤、兼務）  
利用者への給食調理全般の業務を行う。

（営業日及び営業時間、サービス提供時間）

第5条 デイセンターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間（送迎時間を含まないものとする。）  
午前9時30分から午後3時45分または  
午前9時30分から午後4時40分  
※上記サービス提供時間を延長または短縮することがある。  
※異常気象・災害時等の緊急事態時は、サービス提供ができない場合がある。

（事業の利用定員）

第6条 デイセンターの利用定員は30人とする。

（デイセンターの業務内容）

第7条 デイセンターの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本事業
  - ア. 生活指導（相談援助等）
  - イ. 機能訓練（日常動作訓練等）
  - ウ. 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
  - エ. 介護方法の指導
  - オ. 健康状態の確認
  - カ. 送迎サービス
- (2) 通所事業
  - ア. 給食サービス
  - イ. 入浴サービス

（利用料等）

第8条 サービスを提供した場合の利用料等の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領であるときは利用者の負担割合に応じた額とす

る。但し、次の各号に掲げるものは利用者に負担を求める。

(1) 送迎料（通常の事業の実施地域をこえる場合）

1回430円

(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用

(3) 食費 おやつ代 ※別途料金表のとおり

(4) おむつ代 ※別途料金表のとおり

(5) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。 ※別途料金表のとおり

2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

生駒市（あすか台、あすか野、生駒台、上町、上町台、北田原町、北大和、喜里が丘、小明町、桜ヶ丘、鹿ノ台、鹿畑町、白庭台、新生駒台、高山町、俵口町、辻町、西白庭台、西松ヶ丘、ひかりが丘、東松ヶ丘、松美台、真弓、真弓南、美鹿の台、南田原町の区域）

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第10条 サービスの利用にあたっての留意点は、次のとおりとする。

(1) サービスの実施にあたっては、通所介護計画に基づいて、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。

(2) サービスの実施にあたっては、常に懇切丁寧に行うこととし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法等について十分な理解を得られるよう説明を行う。

(3) 利用者には介護技術の進歩に応じ、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 利用者の心身の状況を把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望を尊重して提供するように努める。特に、痴呆性老人に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスを提供するように努める。

(5) それぞれの利用者について、通所介護計画に従ってサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(6) サービスの利用にあたって、利用者が留意すべき事項は次のとおりとする。

① 利用開始前において発熱等体調不良の場合、サービスの利用の中止を求めることがある。

② 利用に際して、利用者又は家族は居宅における心身の状況等を、デイセンターの職員に連絡することとする。

- ③ 利用者が感染症に感染している場合は、デイセンターの利用の中止を求めることがある。但し、主治医等が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 危険物の持ち込みは禁止する。
- ⑤ デイセンターの秩序・風紀を乱し、安全衛生を害する利用者及びケンカ・口論・乱暴行為等他人に迷惑を及ぼすような利用者については、デイセンターの利用の中止又は停止を求めることがある。但し、その原因が老人性痴呆又は精神障害にあるときは、専門医とその対応について協議する。
- ⑥ 利用者が故意又は過失によりデイセンターの設備又は備品に損害を与えたときは、その損失補償を求めることがある。

#### (身体拘束の廃止)

第 11 条 デイセンターは、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

2 デイセンターは、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

4 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

#### (虐待の防止)

第 12 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの事項を適切に実施するための担当者とする。

(1) デイセンターでは、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。尚、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。

(3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村に報告を行い、再発防止に努める。

(5) 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

#### (緊急時等における対応方法)

第13条 デイセンター職員は、通所介護サービスの実施中に利用者の状態が急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

(非常災害時における対策)

第14条 デイセンターは、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員及び利用者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

3 デイセンターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

(その他運営についての留意事項)

第15条 デイセンターは、利用者に対する処遇に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、デイセンター職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整える。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回

2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 デイセンターは、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

(職場におけるハラスメント)

第16条 デイセンターは、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第17条 デイセンターは、利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 デイセンターは、当該施設において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

3 デイセンターは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実

施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 18 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長命荘理事長が定める。

#### 附 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。(定員変更)
- この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。(定員変更)
- この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。  
(職員員数変更、定員変更、通常の事業の実施地域の変更)
- この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。  
(職員員数変更、定員変更)
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
(職員の職種、員数及び業務内容の変更)  
(営業時間、提供時間の変更)  
(送迎料の変更)
- この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。  
(職員の員数の変更)
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(職員の員数の変更、定員変更、送迎料、通常の事業の実施地域の変更)
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。  
(利用料等の変更)
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(事業の目的の変更、提供時間の変更、利用料等)
- この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。  
(職員の員数の変更、事業の利用定員の変更)
- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
(職員の員数の変更、事業の利用定員の変更)  
(営業日の変更)
- この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。  
(事業の目的の変更、事業の名称の変更)
- この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。  
(営業日及び営業時間の変更※運営規程記載文言に変更は無く、重要事項説明書記載文言が変更されるため)
- この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。  
(職員の職種、員数、営業日の変更、非常災害時における

対策、その他運営についての留意事項、職場におけるハラスメント、その他)

この規程は、令和 5年 1月16日から施行する。

(身体拘束の廃止、虐待の防止、その他運営についての留意事項)

この規程は、令和 6年 3月16日から施行する。

(サービス提供時間、利用料等、その他運営についての留意事項、衛生管理等)